

令和2年度 地域密着型サービス事業者の公募に関する
質問及び回答（質問受付日 令和2年7月29日）

質問 1	<p>公募の要件の整備時期について、「原則として令和2年度中に整備に着手」とあるが、全国的に工事関係者の人員不足または新型コロナウイルス感染症の影響や直近では災害により、工期が大幅に伸びると予測されるが、その場合、令和4年度にまたいでも差し支えがないのでしょうか。予定工期は、令和3年3月から令和4年2月の見込です。</p>
回答	<p>公募申込提出書類の工程表に基づいて予定工期内に完了するのが原則ですが、災害等の不測の事態の発生など、やむを得ない理由が認められる場合には、特別に工期を延長することは可能です。</p> <p>ただし、工事関係の人員状況や新型コロナウイルス感染症の影響など、ある程度、現時点で予測ができる要因については、十分に精査した上で工程表を作成してください。</p>

質問 2	<p>提出書類で「建設同意書」があるが、建設予定地の隣接地権者の基準はあるのでしょうか。</p>
回答	<p>建設同意書を取得する隣接地権者の範囲は、事業予定地に隣接（道路や空き地をはさんで隣接する場合を含む。）する土地の所有者、建物の所有者・占有者（賃貸入居者、テナント）になります。</p> <p>また、事業所の建設や運営に際してトラブルを回避し、円滑な事業実施をするために、隣接地権者以外にも、事業所の開設に伴って人や車の出入り等の影響があると思われる範囲については、同意を得てください。</p>

<p>質問 3</p>	<p>法人及び事業所では新型コロナウイルス感染症の予防のための対策をとっています。そのうえで、新型コロナウイルス感染症への対応（事業所や法人本部、または設計を依頼した設計事務所で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認され、保健所の指示で業務を2週間停止したことにより、事業計画、基本設計や見積りが作成できない等）により、公募受付の提出期限内に資料が提出できない場合は、どのような対応になるのでしょうか。</p>
<p>回答</p>	<p>公募受付の期間については、市の広報及びホームページにおいて事前に公表していますので、特定の事業者の都合で受付期間を延長することは、公平性の観点から適切ではありません。たとえ新型コロナウイルス感染症が理由であっても、受付期間終了後の申込書類の提出は、受付いたしません。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が発生した場合に備えて、リモートワーク等で提出資料の作成ができるように、あらかじめ対策を講じてください。</p>

<p>質問 4</p>	<p>『公募申込に関する提出書類一覧』の番号4の建物計画図において、「居室内配置図」とは、どのようなものですか。</p> <p>また、この場合の居室とは、建築基準法上の全ての居室を指しますか。</p>
<p>回答</p>	<p>「居室内配置図」は、宿泊サービスを伴う小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護において、サービス利用者が宿泊する居室の設備配置（ベッドや収納設備、トイレ、洗面等）が確認できる図面を意味しています。</p>

質問 5	<p>『公募申込に関する提出書類一覧』の番号4の建物計画図において、「各室別面積表」の各室とは、どの室を指しますか。 また、面積は、壁芯寸法ですか、内法寸法ですか。</p>
回答	<p>「各室別面積表」の各室とは、宿泊用居室、居間、食堂、台所、浴室、脱衣室、洗濯室、便所、事務室、相談室、会議室、介護職員室、物品倉庫、職員便所、階段・エレベーター、廊下・ホール等を指します。 面積は、壁芯寸法で算出してください。</p>